

2013年3月29日

## 公的研究費の不適切な使用に関する調査報告および教員の懲戒処分について

青山学院大学

本学における公的研究費の不適切な使用が判明し、その調査が終了した案件について関係教員の処分を行いましたのでご報告いたします。

### 1. 事案の概要

公的研究費の執行において、支払に必要となる書類を取引業者に作成してもらい、大学から支払われた代金を当該業者に「預け金」として管理させ、後日、研究に必要な消耗品の購入や機器の修理に充てるなど不適切な使用を行っていた理工学部教授（50代・男性）に対し懲戒処分としてけん責および出勤停止7日とした。なお、公的研究費の預け金の総額は3,097,290円であり、私的流用は行われていなかった。

年度	研究費の種別	件数	預け金（円）
平成15	委託研究費	1	252,000
平成15-16	委託研究費	2	693,000
平成17	委託研究費	4	583,800
平成17	研究拠点形成費等補助金	2	368,550
平成17-18	委託研究費	2	1,199,940
合計		11	3,097,290

### 2. 判明の経緯

平成23年7月にある新聞社より、本学教員3名に対する取引業者の社内書類のコピーが届き、大学の見解について質問があった。当該取引業者（平成23年10月に倒産）に内容の確認を依頼したところ、平成23年9月に新たなものも含めて教員11名（退職した4名を含む）に関する社内書類のコピーが提出された。この書類と学内の経理データとの照合を行うとともに、関係する教員に事情聴取を行った結果、この事案が判明した。

### 3. 本学の対応

取引業者社内書類の入手後、直ちに「研究費使用に係わる調査委員会（委員長：岡田昌志前副学長、平成 23 年 12 月より林洋一現副学長に変更）」を設置し、学内経理データとの照合、関係教員の事情聴取を行った。また、文部科学省による一斉調査依頼に基づく調査として、教員および取引業者へのアンケート調査を行った。これらの調査結果に関する報告書を平成 24 年 10 月 1 日付で文部科学省に提出し、これに対する指摘および質問事項への回答も含め平成 25 年 1 月 15 日付で報告書を再提出した。また、調査不十分との指摘があった他の事案（1 件）については再調査を進めている。なお、取引業者より入手した社内書類に記載のあった他の教員（退職教員を含む、再調査中の 1 名を除く）については、公的研究費の不適切な使用はなかった。

調査が終了した本事案については、関係機関の立ち入り調査を受け、不適切な使用を行った公的研究費について本学から各機関への返還作業を進めてきた。現時点では 1 機関を除き、返還が完了している。今後、当該教員から本学への研究費の返還手続きを進める予定である。また、処分については、平成 25 年 3 月 21 日の理事会において懲戒処分としてけん責および出勤停止 7 日とすることが決定された。

本学では、研究費等の不正使用防止対策として、発注者以外の者による検収を行うための「検収センター」を平成 25 年 4 月に設置し、研究費で購入するものについては全品検収体制を敷く。また、研究者による調達に対するチェック体制の確立、内部監査体制の充実、研究費の使用に関する学内規則の見直しおよび周知徹底などを行うこととしている。

今回、本学の公的研究費の執行において、不適切な使用が判明したことは社会的信用を損なうもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。今後、全学を挙げて再発防止に向けた取組を行う所存であります。